

【改定版】対日直接投資加速プログラム

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等
1	地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上	
	<p>No.1 国及びジェトロは、地方自治体と協力するとともに、民間の融資機関、助言機関等とのネットワークや金融、営業・マーケティング等に関する民間出身者の知見を活用することにより、外国企業、既進出外資系企業、地域のニーズ・要望の把握に努め、産業クラスター計画、中小企業関連施策と連携し、特区・地域再生の取組も踏まえ、企業発掘から企業設立、事業拡大までをシームレスに繋ぐための支援を行う。</p> <p>No.2 地域の中小企業等を含む民間機関等が取り組む地域資源を活用した新事業の具体化を支援する観点から、ジェトロによる外国も含めた幅広い情報交流のネットワークを構築することにより、外国企業のノウハウも活用しつつ、一層の地域活性化を図る。</p> <p>No.3 地域の投資関連情報（地域の産業集積、専門人材、企業、インフラ等の情報）を整備し、投資家が欲する内容に合わせて、情報をより充実させていく投資家志向のウェブサイト構築する。 効率的かつ効果的な情報発信を実現するため、意欲のある自治体においては、首長のリーダーシップと連携の下で、広域連携で実施する。</p> <p>No.4 国際競争力のある研究・教育拠点を整備するため、世界トップクラスの研究教育拠点を目指す組織に対する競争原理の下での重点投資の一層強力な推進等の取組を通じて、世界トップクラスとして位置付けられる研究拠点の30拠点程度の形成を目指す。</p> <p>No.5 「地域再生基本方針」に基づき、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を促進するための環境整備を行い、地域再生を図る。</p> <p>No.6 外交ルート及びジェトロを活用しつつ、政府間及び民間での国際交流を進め、国内の産業クラスターと海外の産業クラスターとの連携を図る。さらに、事業提携、共同研究開発、投資交流等に関する協力を目指す。</p>	<p>内閣官房、経済産業省、ジェトロ</p> <p>経済産業省、ジェトロ</p> <p>経済産業省、ジェトロ</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係省庁</p> <p>外務省、経済産業省、ジェトロ</p>

No. 7 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」等の着実な実施により、「2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致」を実現し、「世界に開かれた観光大国」を目指す。	国土交通省
No. 8 対日直接投資促進自治体フォーラム等の地域からの提案を踏まえ、地域の積極的な関与を前提に、対日投資関連の規制特例等をパッケージで実現するなど対日投資促進に向けて特区制度を推進する。	内閣官房
No. 9 既進出外資系企業の再投資・二次投資を通じて、地域へのさらなる進出を促し、地域経済活性化を図る。(新規)	ジェトロ

2 世界との競争に打ち勝つ投資環境の整備等

A 企業の事業環境整備等

A-1) 企業が経営資源を有効に活用できるように、合併・買収をはじめとする組織再編や組織形態の柔軟化を推進するとともに、人材確保、人流・物流の円滑化、円滑な資金の移動及び技術等のインフラ整備等、横断的な事業環境を整備する。

(組織再編・組織形態の柔軟化)

No. 10 会社法の「合併等対価の柔軟化」に係る部分を平成19年夏までに着実に実施するとともに、関連する税制措置については、実施までの間に、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も十分に踏まえ検討し、結論を得る。また、組織再編が円滑に実施できるよう関連する法制度について必要に応じて検討を行う。	法務省、 財務省、 (経済産業省) 関係府省庁
No. 11 合同会社(LLC)制度や有限責任事業組合(LLP)制度の活用状況について実態を把握する。	経済産業省
No. 12 市場監督機関は、コーポレート・ガバナンスの監視・裁定のため、公開買付規制及び大量保有報告制度の見直し、四半期報告制度の導入並びに財務諸表等に係る内部統制の強化等、上場企業における情報開示の充実等を通じて、企業の透明性、信頼性の向上に努める。	金融庁
No. 13 受託者責任を強化するため、機関投資家の議決権行使結果について、行使状況の開示を促進する。	金融庁、 関係府省庁
No. 14 買収防衛策の在り方に関する報告書の周知徹底をする。(新規)	経済産業省、 法務省、 金融庁

(人材育成)	No. 15 創造的な人材を確保するため、任期制の広範な定着や、公募等開かれた形での研究者の採用、産学官の人材交流推進等を通じた知的人材の流動化を進める。	文部科学省
	No. 16 専門知識や国際社会で求められる英語力、プレゼンテーション能力、企画・マネジメント能力を身に付け、国際的に活躍できる人材を養成する。この観点から、初等中等教育における英語教育の充実や、外国人学生との交流等を推進する。	外務省、 文部科学省
	No. 17 経営や技術の双方に通じて即戦力となれる人材の育成や外国語に堪能な人材の育成に一層力を入れるため、専門職大学院等を活用し、「技術経営」分野や「ビジネス」分野の教育の充実を図る観点から、専門職大学院等の教育プログラムに関する優れた取組を支援する。産業界や国際的なニーズに対応でき、知の拠点として地域に貢献する高等教育が実現されるよう、機動的な学部・学科の創設・再編を推進し、これらの教育を提供する大学等の質の保証を図るため、認証評価制度を着実に実施する。	文部科学省、 経済産業省
(海外人材の受入拡大)	No. 18 研究開発基盤の強化、奨学金等の留学生の受入支援策の充実や国内就職の促進、大学等における外国人のための環境整備など、アジアをはじめとする諸外国からの留学生・研究者を含めた海外の優れた人材を国内に積極的に受け入れるとともに、それらが日本の優れた人材と出会うことで新たな融合が生まれやすくなるような環境を整備する。外国企業を含めた海外研究開発拠点の誘致や外国人人材の流入を図ることを通じて、国際競争力のある研究開発・教育拠点を整備し、革新的な研究開発を促進する。	法務省、 外務省、 文部科学省、 厚生労働省、 経済産業省、 国土交通省
	No. 19 優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受け入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行う。	法務省、 関係府省庁
(労働環境整備)	No. 20 労働契約の基本的ルールを明確化する労働契約法の趣旨及び内容について、周知を徹底する。	厚生労働省
	No. 21 確定拠出年金制度の施行状況を踏まえた上で、さらに使いやすいような制度の検討を行う。	厚生労働省
	No. 22 公的年金制度等の社会保障制度の本国との二重加入及び保険料の掛け捨てを防ぐため、各国との社会保障協定の締結交渉を進める。	外務省、 厚生労働省
(人流・物流の効率化等)	No. 23 「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成20年に次世代シングルウィンド	財務省、

	<p>ウである府省共通ポータル稼働を開始する。</p> <p>No. 24 国際的な人流・物流の効率化に向けて、平成 21 年度までに、成田空港、羽田空港等の能力増強のための施設整備を実施する。また、空港アクセス及び大都市圏拠点空港の国際線・国内線の接続を改善する。</p> <p>No. 25 羽田空港の更なる国際化・大都市圏国際空港の 24 時間化を促進し、最大限有効活用する。(新規)</p> <p>No. 26 国際拠点となる港湾機能を強化するため、港湾拠点の整備や、24 時間オープン化を進める。また、平成 22 年度までに、スーパー中核港湾において、港湾コストの低減やリードタイムの短縮等を実施する。</p> <p>No. 27 航空自由化を推進する。(新規)</p> <p>(国際的な資本移動の円滑化等)</p> <p>No. 28 二重課税の排除や課税の適正化に向け、租税条約改正の推進等、国際課税制度の整備を行う。</p> <p>No. 29 イノベーションを担う高度金融人材の育成を推進するため、産学官の連携により、先端的な金融工学に関する教育を行う専門職大学院など専門教育体制の充実を促進する。</p> <p>No. 30 新たなリスクマネー供給の主体として重要性を増しているファンドをより効果的に活用できるよう、産業界とファンドとの対話の促進、ファンド協議会の活性化等、必要な環境整備を図る。(新規)</p> <p>No. 31 投資協定について、実際のニーズにこたえて迅速かつ柔軟に交渉を進めていく。また、投資章を含む経済連携協定(EPA)については、多角的貿易体制を補完し、更なる貿易自由化や経済活性化を推進する等の観点から有益であるとの認識の下、その締結を積極的に推進していく。(新規)</p> <p>(技術、知的財産、基準、資格、土地利用関連整備等)</p> <p>No. 32 科学技術基本計画及びイノベーション創出総合戦略に基づき、科学技術の戦略的重点化を図り、選定された重要なプロジェクトに対する厳正な評価を行うとともに、競争的資金の拡充・審査体制の抜本的な強化や産学官連携の強化等を着実</p>	<p>国土交通省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省、外務省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省、外務省</p> <p>外務省、財務省</p> <p>文部科学省、経済産業省</p> <p>経済産業省</p> <p>外務省、経済産業省、関係各省庁</p> <p>内閣府、(文部科学省、</p>
--	---	---

<p>に実施し、世界最高水準の科学技術に向けてその振興を図る。</p> <p>No. 33 海外企業と我が国の大学との産学連携活動を促進するため、積極的な海外出願も含めた知的財産戦略を構築し、大学等による海外特許出願経費の支援を充実するとともに、国際コーディネーター（仮称）の配置や国際渉外機能の強化等による国際産学連携・情報発信機能の向上や、契約に関わる国際法務機能の充実等、大学知財本部等の国際機能を強化する。</p> <p>No. 34 「世界特許システム」の構築に向け、実体法から審査実務、検索環境まで様々なレベルにおける特許制度の国際調和の推進や、特許審査ハイウェイの拡大など特許庁間の国際的審査ワークシェアリングの取組を進める。</p> <p>No. 35 我が国での活動に製品、サービス、要員等の適合性評価の実施が必要な分野において、外国企業の進出を促進するため、両国の事情を勘案した上で相互承認を推進する。</p> <p>No. 36 製品・サービス等に関して国ごとに異なる規格・基準を統一化することにより、国際標準化を推進する。</p> <p>No. 37 土地を所有せずに、長期の土地利用を行う観点から、事業用借地権の存続期間を見直す。</p> <p>No. 38 不動産市場データベースの整備、国内外への情報発信、市場の信頼性向上や投資促進のための環境整備などの取組を推進する。（新規）</p> <p>（その他税制・制度整備）</p> <p>No. 39 法人実効税率の在り方を検討する。（新規）</p> <p>No. 40 独占禁止法の審判手続に係る規定について全面的な見直しを行う。（新規）</p> <p>（M&Aを通じた外資誘致の取組強化）</p> <p>No. 41 対日投資の基本的な手段であるM&Aを通じ、中小企業を含めた国内企業の事業の継続、再生、業績改善及び従業員の雇用確保、海外事業展開などに資するような外資誘致の取組を強化していく。（新規）</p>	<p>経済産業省)</p> <p>内閣府、 文部科学省、 経済産業省</p> <p>経済産業省、 外務省</p> <p>関係府省庁</p> <p>関係府省庁</p> <p>法務省、 国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>関係省庁</p> <p>公正取引委員会</p> <p>内閣府、 経済産業省、 ジェトロ</p>
<p>A-2) 公共サービス等の個別分野において、外国企業のノウハウ等を活用した生産性の向上や国民サービスの充実等に資する施策を推進する。</p>	
<p>（公共サービス等）</p> <p>No. 42 公共サービス分野における一層の民間活力の活用促進のため、外国企業にも活用しやすいPFI制度の活用環境の整備、市場化テスト制度の導入、水道事業等における第三者委託制度の周知、安心ハウス構想の推進等を実施する。</p>	<p>関係府省庁</p>

No. 43 生産性の向上の観点から優れた海外サービス企業の進出を支援する。	ジェトロ、 (関係府省庁)
(医薬品・医療機器)	
No. 44 治験環境の一層の整備に向けて、「全国治験活性化 3 カ年計画」のフォローアップを行うとともに、これを踏まえ、環境改善のための施策について検討する。	厚生労働省
No. 45 平成 19 年 3 月に策定した「新たな治験活性化 5 カ年計画」に基づき、治験・臨床研究の推進のための施策を実施する。 (新規)	厚生労働省
No. 46 独立行政法人医薬品医療機器総合機構における治験相談、承認審査への対応を一層充実するため、業務の効率化、外部人材の活用等を通じた運用改善、体制強化を行う。	厚生労働省
No. 47 薬事法における医療機器に係る外国製造業者の認定に関して、認定を受けることを要する製造業者の範囲や認定申請の際に要する提出資料の内容について、安全性の確保を前提として、個人情報保護にも配慮しつつ事業者にとっての予見可能性をさらに高めるために、運用基準を明確化するなど手続の透明性の向上を図り、平成 20 年度に進捗状況を公表する。	厚生労働省
No. 48 新たな医療機器、特に低リスクの医療機器を市場に導入する際、当該医療機器の具体的な承認審査又は認証審査の手続、必要な関係書類等に係る予見可能性を高めるため、医療機器の一般的名称 (JMDN) のリストの運用に係る基準を示す。	厚生労働省
No. 49 医療機器の審査迅速化アクションプログラムを平成 20 年秋中に策定し、早期に実行に移す。(新規)	厚生労働省、内閣官房、総務省
No. 50 最先端の再生医療、医薬品・医療機器の開発・実用化を促進するため、研究資金の特例や規制を担当する部局との並行協議など試行的に行う「先端医療開発特区」(スーパー特区)を創設し、実施する。(新規)	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
No. 51 国際共同治験データについて、安全性を担保しつつ、その活用を促進する。	厚生労働省
(食品)	

<p>No. 52 食品添加物に関する審査の進捗状況の適切な公表等により、透明性及び予見性を向上させる。</p> <p>(教育関連サービス)</p> <p>No. 53 外国大学日本校が専修学校・各種学校となることを希望する場合には、設置認可に係る権限を都道府県が有していることや、日本校の経済的基盤等の状況を踏まえながら、設置基準の趣旨等に関して必要な助言を行う。</p> <p>(法律関連サービス)</p> <p>No. 54 司法制度改革推進計画を踏まえ、平成 22 年頃には、司法試験合格者数を年間 3000 人程度とすることを旨とするともに、司法修習生の増加を踏まえて、研修体制を一層整備し、質の高い法曹人材の育成を進める。</p> <p>(新たな重点セクター)</p> <p>No. 55 新たなセクター別の重点戦略を選定する。(新規)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>法務省</p> <p>内閣府</p>
<p>B 行政手続きの見直し</p> <p>B-1) 外国企業・投資家が投資関連情報を円滑に得られるように、情報提供の充実や手続きの簡素化等を進める。</p>	
<p>(投資に関する情報提供)</p> <p>No. 56 ジェトロや関係省庁の「対日直接投資総合案内窓口」において、会社設立、合併・買収、工場・店舗設立等に係る各種の投資手続の情報に加え、市場情報、企業情報も含めた投資関連情報を提供する。</p> <p>No. 57 関係府省庁は、ホームページ等を通じて投資に関連する情報の英語による提供を充実させるとともに、ジェトロにおいては英語以外の外国語も含めた情報提供、サービスを強化する。また、「翻訳整備計画」に基づき、約 200 本の法令についての英語訳の整備を進める等、海外への周知を図る。</p> <p>No. 58 APEC 投資円滑化行動計画 (IFAP) に基づき、産業界と連携の上、投資関連政策における透明性促進、投資手続効率性・有効性の向上、投資政策レビュー方法の確立等を推進する。(新規)</p> <p>(手続きの簡素化、電子化)</p> <p>No. 59 「オンライン利用促進のための行動計画」等の着実な実施を通じて、手続きの簡素化・電子化を一層推進する。</p>	<p>全関係府省庁、ジェトロ</p> <p>内閣官房、全関係府省庁、ジェトロ</p> <p>外務省、経済産業省</p> <p>関係府省庁</p>
<p>B-2) 投資家が疑義を有する法令等の解釈を明確化する事前照会手続、意見公募手続の活用の一層の促進等により、投資家の予見性を高める。</p>	
<p>No. 60 事前照会手続 (ノーアクションレター制度) の一層の活用に向けて、手続の活用状況を把握し、必要に応じて、活用促進に係る課題への対応を検討する。また、ジェトロにおいて、必要に応じて対日投資を検討中の企業のニーズをくみ取</p>	<p>総務省、関係府省庁、ジェトロ</p>

	り、それら企業に対して事前照会手続きを支援する。	
	No. 61 国税に関する事前照会への迅速な文書回答に努める。(新規)	財務省
	No. 62 意見公募手続の一層の活用に向けて、その実施状況を把握するなど、制度の普及・徹底を図る。	全関係府省庁
B-3) 政府内での連携強化		
	No. 63 対日投資に関わる施策や事業に係るデータベースを作成し、政府内での情報共有を行う。	内閣府、 全関係省庁
	No. 64 観光立国推進戦略会議や、規制改革・民間開放推進会議、構造改革特区推進本部、地域再生本部及び総合科学技術会議等の関係機関と連携し、施策のより有効な実施を図る。	関係府省庁
B-4) 規制の在り方		
	No. 65 内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について政府内での検討を包括的に進める。(新規)	内閣府、 関係省庁
	No. 66 規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化については、経済財政改革の基本方針 2008 を受け、規制改革担当大臣を中心に具体案の検討を進め、年内に結論を得る。(新規)	内閣府、 総務省
	No. 67 規制改革を一層推進する観点から、OECD における行政負荷調査の取組に積極的に参加する。(新規)	関係省庁
	No. 68 観光立国推進戦略会議や、規制改革・民間開放推進会議、構造改革特区推進本部、地域再生本部及び総合科学技術会議等の関係機関と連携し、施策のより有効な実施を図る。(再掲)	関係府省庁
C 生活環境整備		
C-1) 入国、在留関係の制度を改善する。(外国人の在留管理に関する諸問題や生活者としての外国人を取り巻く諸問題を踏まえた見直しを行う。)		
	No. 69 優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受け入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行う。(再掲)	法務省、 関係府省庁
	No. 70 短期商用目的での外国人の我が国への円滑な入国のため、APEC ビジネス・トラベル・カードの活用を含めた環境整備を行う。	外務省

<p>No. 71 実効性のある在留管理システムを構築するため、在留に係る情報を関係省庁が相互に照会し提供する仕組みをいかに整備するか、外国人登録法の見直しのありかた、受入れ機関にも報告義務を課すべきか等の論点について検討し、平成 18 年度内に結論を得る。</p>	<p>関係府省庁</p>
<p>C-2) インターナショナルスクールや外国大学日本校に関連する制度整備を通じて、外国人子弟の教育環境を整備する。</p>	
<p>○一定の要件を満たすインターナショナルスクールの整備に対する低利子融資制度を実施する。(削除)</p> <p>No. 72 外国大学日本校が専修学校・各種学校となることを希望する場合には、設置認可に係る権限を都道府県が有していることや、日本校の経済的基盤等の状況を踏まえながら、設置基準の趣旨等に関して必要な助言を行う。(再掲)</p>	<p>経済産業省、 文部科学省、 日本政策投資銀行</p> <p>文部科学省</p>
<p>C-3) 外国人の医療への対応や、地域における多文化共生社会の構築に向けた取組等の環境整備を行う。</p>	
<p>No. 73 在留外国人の医療の便宜を図るため、外国医師の受入要請に対して、適切に対応していく。</p> <p>No. 74 地域における多文化共生社会を構築するための指針として総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、平成 18 年度中に、全都道府県・政令指定都市における指針・計画等の策定の推進を図る。</p> <p>No. 75 市町村の取組を収集・紹介することにより、外国人が住みやすい生活環境づくりを行う。(新規)</p> <p>No. 76 外国人の医療、子弟の教育、地域住民との摩擦など、現に生じている生活者としての外国人の問題について、外国人労働者問題関係府省庁連絡会議において、現状の分析を行い、その解決に向けたコストの負担のあり方にも留意しつつ、総合的な対応策を平成 18 年内にまとめる。その際、日本語教育の充実、就学案内等による不就学児童生徒対策の強化、標識・各種表示等の外国語表記の拡大などについても、関係府省庁等の連携により検討する。</p> <p>No. 77 国際金融拠点機能強化を先行させる地域において、外国人が安心して生活する上で基盤となる医療・住宅・教育サービスの充実を図る観点から、外国語によるサービスが受けられる医療、保育施設、サービスアパートメント、インターナショナルスクールの整備を推進する。(新規)</p> <p>No. 78 国内にあるブラジル人学校等と地方自治体との関与状況等を含めたブラジル人学校の状況調査を行う。(新規)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>総務省</p> <p>総務省</p> <p>関係府省庁</p> <p>内閣官房、 金融庁</p> <p>文部科学省</p>

--	--	--

3 内外への積極的な広報		
A. 国民理解の一層の増進のための国内広報活動		
No. 79	地方対日投資会議等を活用し、自治体のトップ等自らが外国企業を誘致するコミットメントを明らかにするための場を提供する。また、外国企業誘致活動に積極的に取り組む地域自らが対日直接投資による具体的効果等の普及啓発活動に努め、対日直接投資の促進が地域発の全国的な運動となるよう国として積極的な支援を行う。	内閣府、 経済産業省、 JETRO
No. 80	外国企業による国内企業に対する M&A アレルギーを払拭するため、外国企業による M&A が国内の対象企業の事業再生、業務改善、従業員の雇用確保などにつながった事例を収集・紹介する。	内閣府、 経済産業省、 JETRO
No. 81	我が国における更なる M & A 円滑化のため、情報や経験の蓄積、人材育成等のインフラ整備等について、民間による自主的な取組を促進させるとともに、普及・啓蒙を行う。(新規)	内閣府
No. 82	他国の統計の整備状況や IMF 等の国際的な基準を踏まえつつ、直接投資のより正確な把握に向けて、直接投資関連統計のあり方について検討を行う。	財務省、 (経済産業省)
No. 83	対内直接投資が自国経済に与えた影響等に関する客観的なデータを整備するため、諸外国における具体的投資成功事例、投資誘致効果、投資誘致体制等について調査を行う。	外務省、 経済産業省、 JETRO
No. 84	対日投資を歓迎する姿勢を内外に示す方策につき、検討を進め早期に実施する。(新規)	内閣府
B. 海外に対する広報活動		
No. 85	我が国の投資歓迎姿勢を広く PR すべく、投資ミッションを派遣しつつ、閣僚級、自治体首長によるトップセールス活動を行う。また、大使や在外公館職員による海外での対日投資誘致のための恒常的な PR 活動を実施する。	内閣府、 外務省、 経済産業省、 JETRO
No. 86	閣僚、自治体首長によるトップセールス、企業誘致やビジネスパートナー作りのための「場」の提供の観点か	外務省、

<p>ら、海外における大規模な対日投資セミナーを開催する。</p>	<p>経済産業省、 ジェトロ</p>
<p>No. 87 地域の投資関連情報（地域の産業集積、専門人材、企業、インフラ等の情報）を整備し、投資家が欲する内容に合わせ、情報をより充実させていく投資家志向のウェブサイトを構築する。効率的かつ効果的な情報発信を実現するため、意欲のある自治体においては、首長のリーダーシップと連携の下で、広域連携で実施する。（再掲）</p>	<p>経済産業省、 ジェトロ</p>
<p>No. 88 国際観光の推進、特に訪日外国人の旅行者の増大は国際理解の増進等に資するため、ビジット・ジャパン・キャンペーンと連携した 海外での PR 活動を実施する。</p>	<p>内閣府、 経済産業省、国 土交通省、ジェ トロ</p>
<p>No. 89 外国の商工会議所等の活動に対し、情報提供等の協力を行う。</p>	<p>経済産業省、 ジェトロ</p>
<p>No. 90 対日投資を歓迎する姿勢を内外に示す方策につき、検討を進め早期に実施する。（再掲）</p>	<p>内閣府</p>
<p>No. 91 我が国において行われる M&A につき、件数、金額等の現状の実態調査を行い、その結果を広く海外に向けて発信する。（新規）</p>	<p>内閣府</p>